

【水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業】
リース漁船の資産管理について
—漁船リース事業で取得した漁船及び機器に貼り付けるシール管理について—

【水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業】の「業務要領細則」の14.『維持・管理』において、「(1)借受者及びリース事業者は、借受漁船に係る財産管理台帳を作成するとともに、その他関係書類を整備保管すること等により、適正な管理を行わなければならない。(2)借受者は、リース事業者が所有者であることを示すシールをリース漁船に貼付しこれを維持しなければならない。」としています。

1. リース漁船に貼付するシール

【水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業】で取得した漁船・機器に貼付する。

シール A 漁船用	シール B 漁船に搭載する電子機器等用
<p>○ 漁船の操舵室内に貼付 (・操業に支障が無く、目につく場所に貼付。)</p> <p>○ 船外機船は、船内の防湿格納場所等に保管。(求めに応じて取り出せるように。)</p> <p>貼付場所： (リース事業体と借受者で相談)</p>	<p>操舵室等に搭載した、取り外しが可能な、電子機器等に貼付(魚探、等)</p> <p>(取得金額が50万円(税別)以上の漁船搭載の電子機器類)</p>

2. シールの使用方法

- ① 漁船漁業構造改革緊急事業 浜の担い手漁船リース緊急事業
(□のどちらかに **レ点** を記入する。)
(油性ボールペンか、油性フェルトペンで手書きする) *保護シールの上でも OK
- ② シール内の **A、Bの所有者欄**には、
所有者シール(A→大、B→小) を貼り付ける。
 - ・サンプルは1セット送付します。
 - ・追加分は、ワードデータ送付しますので、ラベル用紙=「PLUS」(メーカ名)、「A4 ノーカット、いつものプリンター用紙」を購入し、プリントし、使用。
- ③ シールA **船名、使用者名、契約番号、リース期間**
(油性ボールペンか、油性フェルトペンで手書きする)
- ④ シールB **契約番号、リース期間**
(契約番号は、②の契約番号の枝番号。例) ○○○○-○
(油性ボールペンか、油性フェルトペンで手書きする)
- ⑤ シールA、Bとも、サポートを利用しない場合は
(~~転リース者：一般社団法人水産業構造改革サポート~~)文字を線で消す。